

プレスリリース

平成27年11月18日

農林水産部

(水田畑作課)

米の全量全袋検査における詳細検査の結果について

米の全量全袋検査においては、ベルトコンベア式検査機器等によるスクリーニング検査でスクリーニングレベルを超過した場合（注：食品衛生法上の基準値の超過ではありません）、ゲルマニウム半導体検出器による詳細検査を実施することとしています。

今回、下記のとおり詳細検査を実施しましたので、お知らせいたします。

記

1 検査対象及び点数

玄米 1点（いわき市（旧上遠野村または旧山田村^(*)）産）

※…当該生産者は複数のほ場を有しており、当該米がいずれの旧町村で生産されたものか特定できないため。

2 検査結果等

詳細検査の結果、基準値以下であった。

なお、今回検査対象となった米は、当該生産者が生産した米の中で、この1袋のみが高い値を示していたこと、また、米袋内に異物の混入が見られたことから、玄米由来以外の汚染が疑われたため、玄米表面を水洗した後に検査を実施した。

検査結果については、別紙のとおり。

3 その他

当該米は食品衛生法上の基準値は超過しておりませんが、廃棄される予定であり、市場には流通しません。

<お問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課 松浦

電話：024-521-7359 内線：3201

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・穀類)

放射性セシウム
1品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日時	試料の種類	検査結果	
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg
1	いわき市	H27.11.17	玄米	10.1	52.4

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム-100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもの)で記載しています。